

「屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価書」に対する国土交通大臣意見

対象事業実施区域及びその周辺の環境への影響が最小限となるよう、次の措置を適切に講ずること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、屋久島町をはじめとした関係機関等との調整を十分に行うとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて、講ずる環境保全措置の検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、必要に応じて環境監視を行い、その結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(3) 自然環境を保全するための取組について

本事業の実施により首都圏との直行便のジェット機が運航するようになることで、年間発着回数の増加が見込まれ、将来の空港利用者は増加すると予測されている。利便性の向上により屋久島の自然との触れ合いを求める観光客全体の増加が見込まれる一方で、世界自然遺産に登録された地域、自然公園法に基づき指定された屋久島国立公園等の重要な自然環境を有する地域等を訪問する観光客の増加により、登山道周辺の植物の踏圧、し尿等の増加による処理負担の増大や水環境への影響、廃棄物の不法投棄のおそれ、重要な種を含む動植物の島外への持ち出し、意図的又は非意図的な外来種の侵入等の自然環境への影響等が懸念される。

人類共通のかけがえのない財産である世界遺産を保護、保存及び整備活用し、次世代へ伝承することを確保することは世界遺産条約の締約国に課された義務である。このことを踏まえ、屋久島の顕著で普遍的な価値を将来にわたり保全するため、人と自然が共生した持続可能な観光産業や地域づくりをより一層推進することを念頭に、環境省、屋久島町等の関係機関等と連携しつつ、空港利用者の増加等による環境への影響を低減するための対策の実施、自然環境保全に対する

県民、空港利用者等の理解を深めるための普及啓発等を実施すること。

2. 各論

(1) 騒音及び振動

事業者により実行可能な範囲内で更なる影響の回避又は極力低減が図れるよう以下の事項に取り組むこと。

ア 工事の実施に伴う騒音及び振動による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、防音シートの設置、工事工程の調整等の環境保全措置を講ずること。また、補正後の評価書の予測及び評価結果に基づき、騒音又は振動による生活環境への影響が生じるおそれのある住居等に対し、工事の実施前までに環境保全措置及びその効果について十分かつ丁寧に説明すること。

イ 想定するジェット機の運航時間帯は、現況においてほとんど運航のない夜間の時間帯にも計画されていることから、航空機騒音による影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に十分かつ丁寧に説明すること。

ウ 今後、環境影響評価の前提となった飛行経路、飛行回数等の変更があり、航空機騒音による生活環境への重大な影響のおそれがあると考えられる場合には、必要に応じ、航空機騒音の予測を行い所要の環境保全措置を講ずること。また、これらの結果について公表すること。

(2) 動植物及び生態系

動植物及び生態系への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の改変区域に生息又は生育する重要な動植物について、生息又は生育する場所の直接改変を回避又は極力低減するよう検討すること。また、直接改変の回避又は低減が困難な場合は、代償措置として移設又は移植を検討すること。移設又は移植に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な地点を選定すること。さらに、移設後の生息状況及び移植後の定着状況に係る事後調査を適切に実施し、重大な影響が確認された場合には、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 工事期間が約8年と長期であり、工期中にハヤブサ等の重要な鳥類が対象事業実施区域の改変区域内で繁殖する可能性があるため、改変区域の工事着手前に、重要な鳥類の飛翔の有無を確認する調査を実施すること。また、重要な鳥類の飛翔が確認された場合は、専門家等からの助言を踏まえ、対象事業実施区域の改変区域内において、重要な鳥類の繁殖状況に係る調査を実施すること。

ウ 対象事業実施区域の改変区域内で重要な鳥類の繁殖が確認された場合には、工事の実施に伴う騒音、振動等による鳥類の繁殖への影響を回避又は極力低減するよう、専門家等からの助言を踏まえ、繁殖期の鳥類の行動等に配慮した工事時期及び工事期間の設定、営巣地からの距離を十分に確保した工事範囲の設定等の環境保全措置を講ずること。

エ 航空機によるバードストライクの発生をより低減するため、定期巡回、クラクション、紙雷管等を活用し、特に航空機の発着時において、空港及びその周

辺を飛翔する鳥類が滑走路周辺に進入しないよう対策を講ずること。また、他の空港におけるバードストライク対策の情報収集を行い、より効果的な手法の導入を検討するなど、バードストライクの発生のさらなる低減に努めること。

(3) 温室効果ガス等

屋久島における脱炭素化の更なる推進を目指し、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月閣議決定）、「航空脱炭素化推進基本方針」（令和4年12月国土交通省）、「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」（令和5年3月鹿児島県）等を踏まえ、以下の事項に取り組むこと。

ア 本事業の工事に伴う温室効果ガスの排出をできる限り削減するよう、電動式建設機械、低炭素型建設機械等の利用や工事における更なる省エネルギー化の推進について検討を進めること。

イ 温室効果ガス排出係数の小さい電力由来の地上動力装置（GPU）の導入促進、空港建築施設の建替時における高効率設備等の導入、航空灯火のLED化、空港車両の電動化、最新の省エネルギー技術の導入等により、更なる温室効果ガスの排出量の削減及び省エネルギー化を推進すること。また、航空機の運航に伴う温室効果ガスの排出量が大幅に削減されることが期待される持続可能な航空燃料（SAF）について、導入促進に資する取組を実施すること。

ウ 「地球温暖化対策計画」、「航空脱炭素化推進基本方針」、「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」等の関連する計画や方針等の政策の進捗状況及び見直しの状況、今後の政策や技術の発展等を踏まえ事業に適切に反映させること。